

会 議 録

会議の名称	那珂川市個人情報保護審査会
開催日時	令和4年9月30日（金）10時00分から10時30分まで
開催場所	勤労青少年ホーム第1、第2会議室
公開又は非公開の別	公開
非公開の理由 （非公開の場合のみ）	
出席者	(1) 委員 牟田会長、今泉副会長、清永委員、菰田委員、高木委員、山崎委員 (2) 市 事務局：江頭局長、白水 説明者：藏菌係長（文化振興課）
傍聴人数 （公開の場合のみ）	0人
議題及び審議の内容（下記のとおり）	
<p>議題</p> <p>＜個人情報の例外利用及び外部提供について＞</p> <p>① 例外利用及び外部提供（文化振興課） 説明者から、調書の概要について説明。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>＜事業の概要＞</p> <p>文化芸術推進計画の策定にあたり、市民の文化芸術鑑賞・活動の実態や文化芸術に対する満足度、文化施設や文化施策に対するニーズ等を把握するため、市民意識調査を実施するにあたり、アンケート調査を委託する。那珂川市個人情報保護条例第5条第3項第4号の規定により本審査会の意見を聴くものである。</p> </div> <p>会 長 : 委員から質問や不明点はないか。WEBでもアンケートの回答はできるのか。 説明者 : WEBでも回答できるように検討を行っている。 委 員 : 性別があるのは男女間での意識の差があると考えているのか。 説明者 : 男女間の差があるか統計上でみてみたいと考えている。 会 長 : その他、意見がなければ承認してよいか。 《委員全員了承》 会長 : 承認する。</p> <p>＜個人情報の保護に関する法律の改正について＞</p> <p>会 長 : 議題の「2 その他 個人情報の保護に関する法律の改正について（1）（仮称）那珂川市個人情報保護法施行条例について」を議題とする。事務局からの説明をお願いします。</p> <p>事務局 : 別紙、「（仮称）那珂川市個人情報保護法施行条例（骨子案）」は、法施行条例の骨子（案）についてまとめたものである。2ページの「2 条例の制定について」</p>	

をお願いする。これは、改正後の個人情報の保護に関する法律を施行するために条例で定めることが必要な事項及び条例で定めことが許容されている事項等を示したものである。これらの事項に対して、条例でどのように規定するかを示したものが「3 新条例の内容について」になる。では各事項について (1) より説明する。

「(1) 開示請求における手数料」は、現行条例と同様に無料とし、写し等が必要な場合は別途負担とする。

「(2) 行政機関等匿名加工情報の提供等」について、まず匿名加工情報というのは、特定の個人を識別できないように加工し、かつ復元できないようにした情報のことである。個人情報の保護に関する法律においてはこの匿名加工情報の提供等については政令指定都市以外の地方公共団体については、当面の間任意とされていること、またデータの加工の方法など保護に必要な措置について慎重な検討が必要であることから、令和5年4月からの導入は行わないこととする。

「(3) 条例配慮個人情報の内容」について、まず要配慮個人情報とは、人種、信条、社会的身分や病歴や犯罪歴など特に配慮を要する個人情報のことである。個人情報の保護に関する法律において、地域の特性その他の事情に応じて、独自に条例で要配慮個人情報を定めることができるが、個人情報の保護に関する法律とは異なる規定を設けるべき特段の事情が認められないことから規定しないこととする。

「(4) 個人情報ファイル簿の作成・公表に係る事項」について、個人情報の保護に関する法律においては 1,000 人以上の個人情報ファイルを対象にファイル名称や、利用目的、記録項目、収集方法などを記載した個人情報ファイル簿を作成し、公表が義務付けられており、本市においても、同様の取扱いとする。

「(5) 審議会等への諮問」について、那珂川市個人情報保護審査会を行政不服審査法第81条第1項の機関として位置付ける旨を規定し、不開示決定等に係る審査請求について、個人情報保護審査会に諮問することとする。また個人情報の適正な取り扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴く必要があるときは、個人情報保護審査会に諮問することができることとする。なお、現行条例で規定されている「那珂川市個人情報保護制度審議会」については、那珂川市個人情報保護審査会にその役割を一本化させることとし廃止することとする。

「(6) 開示請求における不開示情報の範囲」について比較したところ那珂川市情報公開条例と開示又は非開示の判断に不整合が生じないことから、不開示情報から除く又は追加する規定をしないこととする。なお、職員の氏名については、当該職務執行の内容に含まれるとし、原則、開示情報となる。比較結果についてはA3判の「不開示関係規定比較表」のとおりで後ほど確認をお願いする。

「(7) 開示決定の期間」について個人情報の保護に関する法律では30日以内であるが、現行条例と同様の日数15日以内とする。ただし、表現方法については、現行条例の「開示請求書が到達した日から起算して15日以内」から「開示請求があった日の翌日から14日以内」に変更する。

4 ページの「5 今後のスケジュールについて」、検察協議を11月中旬に行い、3月

議会に条例議案を提出し、4月に那珂川市個人情報保護法施行条例を施行する予定である。なおパブリックコメントについては、「那珂川市まちづくり住民参画条例」の第6条「住民参画の対象」に該当しないため、実施しない。

会 長 : 事務局からの説明に対して質問や意見等はあるか。

委 員 : 不開示決定における審査請求について那珂川市個人情報保護審査会に諮問されるということだが那珂川市情報公開審査会に諮問するのではないか。

事務局 : 那珂川市情報公開条例に基づく公文書開示決定に対する審査請求は情報公開審査会に、個人情報の保護に関する法律に基づく開示決定に対する審査請求は個人情報保護審査会に諮問を行う。

会 長 : 今後のスケジュールで説明があった検察協議とはなにか。

事務局 : 罰則規定がある条例を新たに定めるとか廃止する際には検察庁との協議が必要となり、今回は附則に経過措置として罰則規定を規定するため協議を行う。

会 長 : 今後は個人情報保護審査会にどのようなことを諮るのか。

事務局 : これまでのような例外利用における諮問などはなくなる。具体的な話は国からきていないが、那珂川市個人情報保護法施行条例の改正や、定型的な案件の取扱いについて専門的知見に基づく意見を踏まえて国の法令やガイドラインに従った運用ルールの細則を事前に設定しておくことで個人情報の適正かつ効果的な活用が図られる場合、地域の特殊性に応じた必要性から独自の個人情報保護に関する施策を実施する場合などに個人情報保護審査会に諮問することができる。

会 長 : その他、質問や意見等はあるか。

《意見等なし》

会 長 : 続いて議題の「2 その他 個人情報の保護に関する法律の改正について (2) 開示請求時の意思確認について」を議題とする。事務局からの説明をお願いする。

事務局 : 個人情報の保護に関する法律において開示請求は任意代理人からも可能となっている。市としては、請求時に委任状に加え、代理人と本人の身分証明書等の写しの提出を求め、かつ本人確認書類を本人限定受取により送付し、返信を受けることで意思確認ができたと考えるがいかがか。

会 長 : 任意代理人からの開示請求時の「本人の意思確認方法」について事務局より思案しているとのことだが、委員の皆さまの意見をお願いする。

委 員 : 代理人の資格がどうなのかによって確認書類が異なってくる。委任状があれば戸籍などはとれるようになっているのか。

事務局 : 戸籍等であれば、委任状があれば確認書類の提出は必要ない。

委 員 : 今後は、戸籍等であっても委任状と本人確認の書類が必要になるのか。

事務局 : あくまでも個人情報の開示請求における取扱いに関してであって、戸籍等の請求は想定していない。

委 員 : 戸籍等と足並みが揃わないと思う。違和感がある。戸籍等の請求における代理人の範囲はどのようになっているか。

事務局 : 確認しないとわからないため、後日確認を行う。

委員 : 戸籍や住民基本台帳以外で代理人が請求するようなケースのある業務はどのようなものがあるか。

事務局 : 介護認定や障がいの関係の業務などが対象になると考える。

委員 : 代理人をお願いする人は体の問題で取りに行けないか。忙しすぎて来れない人か。

後者であれば限定郵便で送っても受け取れないと考える。

事務局 : たしかに多忙なため限定郵便を受け取るのが難しい人もいると思われる。

委員 : 戸籍と、個人情報の開示請求は違うのか。

事務局 : 戸籍ではあれば戸籍法に基づいた手続きとなっている。

委員 : 法律を見ると今でも任意代理人でも請求できるようであるがどうか。

事務局 : 現行条例では任意代理人を認めていない。

会長 : 任意代理人の範囲について国などに問い合わせしてみてもどうか。

事務局 : そのようにする。

会長 : 他になければ、以上をもって那珂川市個人情報保護審査会を終了する。